		資格名	根拠法	資格の種類							
No	所管府省					① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	制度担当部署
1	金融庁	公認会計士 [昭和23年度]	公認会計士法	公認会計士、会計士補	日本公認会計 士協会 [公認会計士名 簿に登録]	0					金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室公認会計士企画係 Tm 代表03-3506-6000(内線 3810,3811)
2	金融庁	外国公認会計 士 [昭和25年度]	公認会計士法	外国公認会計士	日本公認会計 士協会 [外国公認会計 士名簿に登録]	0					金融庁企画市場局企業開示課開示業務室公認会計士企画係 版 代表03-3506-6000(内線 3810,3811)
3	金融庁	貸金業務取扱主任者	貸金業法	貸金業務取扱主任 者	内閣総理大臣 の登録 [貸金業務取扱 主任者登録完 了通知の交付]	$\bigcirc$					金融庁総合政策局リスク分析総括課 貸金業室 貸金業第一係 Tm 代表03-3506-6000(内線 2847,5358)
4	金融庁	保険募集人	保険業法	・生命保険募集人 ・損害保険代理店 (役員/使用人) ・少額短期保険募 集人 ・保険仲立人 (注)上記は全て「資格」ではなく、「職業」の名称である。	内閣総理大臣 の登録 (各財務局等 へ委任)						金融庁監督局保険課企画係 Tm 代表03-3506-6000(内線 5339,3863)